2　区分番号Ｂ０００－４に掲げる歯科疾患管理料、区分番号Ｂ０００－６に掲げる周術期口腔機能管理料(Ⅰ)、区分番号Ｂ０００－７に掲げる周術期口腔機能管理料(Ⅱ)、区分番号Ｂ０００－８に掲げる周術期口腔機能管理料(Ⅲ)又は区分番号Ｃ００１－３に掲げる歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者に対して行った歯科矯正管理の費用は、別に算定できない。

3　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００３　歯科矯正セファログラム（一連につき）　300点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００４　模型調製（１組につき）

1　平行模型　500点

2　予測模型　300点

注１　１については、歯科矯正を開始したとき、動的処置を開始したとき、マルチブラケット法を開始したとき、顎離断等の手術を開始したとき及び保定を開始したときに、それぞれ１回を限度として算定する。

2　１について、顎態模型を調製した場合は、200点を所定点数に加算する。

3　２については、予測歯１歯につき60点を所定点数に加算する。

4　印象採得料、咬合採得料及び保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００５　動的処置（１口腔１回につき）

1　動的処置の開始の日又はマルチブラケット法の開始の日から起算して２年以内に行った場合

イ　同一月内の第１回目　250点

ロ　同一月内の第２回目以降　100点

2　動的処置の開始の日又はマルチブラケット法の開始の日から起算して２年を超えた後に行った場合

イ　同一月内の第１回目　200点

ロ　同一月内の第２回目以降　100点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００６　印象採得（１装置につき）

1　マルチブラケット装置　40点

2　その他の装置

イ　印象採得が簡単なもの　143点

ロ　印象採得が困難なもの　265点

ハ　印象採得が著しく困難なもの　400点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００７　咬合採得（１装置につき）

1　簡単なもの　70点

2　困難なもの　140点

3　構成咬合　400点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００８　装着

1　装置（１装置につき）

イ　可撤式装置　300点

ロ　固定式装置　400点

2　帯環（１個につき）　80点

3　ダイレクトボンドブラケット（１個につき）　100点

注１　１のイについて、矯正装置に必要なフォースシステムを行い、力系に関するチャートを作成し、患者に対してその内容について説明した場合は、400点を所定点数に加算する。

2　１のロについては、固定式装置の帯環及びダイレクトボンドブラケットの装着料を除く。

3　１のロについて、矯正装置に必要なフォースシステムを行い、力系に関するチャートを作成し、患者に対してその内容について説明した場合は、400点を所定点数に加算する。

4　３について、エナメルエッチング及びブラケットボンドに係る費用は、所定点数に含まれる。

Ｎ００８－２　植立（１本につき）　500点

Ｎ００９　撤去

1　帯環（１個につき）　30点

2　ダイレクトボンドブラケット（１個につき）　60点

3　歯科矯正用アンカースクリュー（１本につき）　100点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ０１０　セパレイティング（１箇所につき）　40点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ０１１　結紮（１顎１回につき）　50点

注　結紮線の除去の費用及び保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

（矯正装置）

Ｎ０１２　床装置（１装置につき）

1　簡単なもの　1,500点

2　複雑なもの　2,000点

Ｎ０１３　リトラクター（１装置につき）　2,000点

注　スライディングプレートを製作した場合は、1,500点(保険医療材料料等を含む。)を所定点数に加算する。

Ｎ０１４　プロトラクター（１装置につき）　2,000点

Ｎ０１５　拡大装置（１装置につき）　2,500点

注　スケレトンタイプの場合は、500点を所定点数に加算する。

Ｎ０１６　アクチバトール（ＦＫＯ)(１装置につき）　3,000点

Ｎ０１７　リンガルアーチ（１装置につき）

1　簡単なもの　1,500点

2　複雑なもの　2,500点

Ｎ０１８　マルチブラケット装置（１装置につき）

1　ステップⅠ

イ　３装置目までの場合　600点

ロ　４装置目以降の場合　250点

2　ステップⅡ

イ　２装置目までの場合　800点

ロ　３装置目以降の場合　250点

3　ステップⅢ

イ　２装置目までの場合　1,000点

ロ　３装置目以降の場合　300点